

## 埋蔵文化財行政における文化庁通知等について

加藤 修司

「通知」は、事実上法的拘束力を持つと言われる「通達」等とは異なり、特定の機関等に事実を知らしめる「お知らせ」なのだから、守らなくても制裁を受けることは無い。しかし、これまで日本の発掘調査等に関わってきた我々は、文化庁や都道府県教育委員会等の「通知」を常にベースとして業務を遂行し、開発事業との調整も行ってきた。言うなれば文化財保護法と両輪を成す切り札としての存在感を、あえて強調してきた感がある。

文化庁の「通知」は、文化庁内部だけで決定したものでない。平成6年に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が文化庁内部に立ちあげられ、そこには市町村職員や民間研究者等各分野の有識者が参加した。以後、毎年のように様々な課題に対して積極的な議論が続いている。こうした背景があるため、文化庁を含めた業界全体で課題を共有し、

解決に向けて試行錯誤していくという意識が高まっていると思われる。

本レポートは、平成20年度に当財団の職員研修会で筆者が提示したものであるが、その後、県内のいくつかの機関等から資料提供の要望があったため、今回、専門職員向けの参考資料として（一部改編して）ここに再提示する。なお、通知の内容、名称等はHP等で公表されているものであるが、経緯については筆者の私見であることを申し添える。

最近、県内市町村等で若い専門職員が徐々に採用されつつあり、喜ばしい限りである。彼らの手元には、少なくとも本表に記載されたすべての通知等が必要不可欠である。そうしたチェックリストの役目にでもなれば幸いである。

(青字が文化庁通知等 赤字がこれに対応した千葉県教育長通知等)

| 内容           | 委員会等                            | 通知の経緯  | 通知の名称等  |
|--------------|---------------------------------|--|---|
| 1. 保護体制整備充実等 |                                 | 遺跡の周知、迅速適正化 → 昭和56年通知  | 「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」<br>「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」   |
|              | 平成6年10月文化庁委員会設立                 |  | ↓   |
|              | 平成6～7年委員会                       | 国・県・市町村の役割<br>民間活力の適正な活用等 → 平成8年通知   | ↓   |
|              |                                 | 平成7年11月総務庁行政監察局の勧告 → 平成8年通知  | ↓   |
|              | 平成9～10年委員会                      | 周知、試掘の意義等<br>本調査範囲の原則等 → 平成10年通知   | ↓   |
|              |                                 | ・事業量の減少<br>・職員の高齢化、退職増加<br>・各地で民間調査組織の活用が問題となる。<br>・神奈川県財団民営化方針等 → 平成10年通知 | ↓   |
|              | ※ 別記(下記)                        | →  | ↓   |
|              | 埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行等について(平成15年9月5日) | →  | ↓   |
|              | 国庫補助事業における適正な執行等について(平成19年6月1日) | →  | ↓   |
|              | その他通知                           | →  | ↓   |
| 平成19年検討委員会   | 行政のあり方と民間調査組織、財団等 → 平成20年通知     |  | ↓   |
|              |                                 |  | 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」<br>昭和57年(照会制度の充実)<br>統合、廃止<br>「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」<br>平成11年3月31日<br>平成16年3月9日<br>平成18年3月29日<br>「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」<br>平成11年3月26日 平成18年10月1日改正(照会制度廃止)<br>「行政目的で行う千葉県内の埋蔵文化財の発掘調査に係る民間調査組織の取扱いに関する基準」<br>平成18年3月29日<br>照会制度の見直し<br>「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」 |

※別記

日本道路公団建設事業等…埋蔵文化財の取扱いについて(平成12年4月)  
 日本道路公団民営化・埋蔵文化財コスト縮減について(平成15年3月)  
 国土交通省の直轄事業に伴う埋蔵文化財調査に係る現状及び今後の取組目標(平成19年3月)  
 補助金による報告書未刊行問題(平成17年9月) 不適正執行等(平成19年3月)  
 財務省通知「公共調達の適正化」(平成19年)随意契約の原則禁止 ほか

|           |             |                                 |  |
|-----------|-------------|---------------------------------|--|
| 2. 保存・活用  | 平成17～18年委員会 | 保存・活用の意義<br>各地域での具体例等 → 平成19年通知 | 「埋蔵文化財の保存と活用」<br>平成19年4月4日<br>↓<br>「埋蔵文化財の保存と活用」<br>平成19年4月4日  |
| 3. 出土品管理等 | 平成8～9年委員会   | 取扱いについて等 → 平成9年通知               | 「出土品の取扱いについて」<br>↓<br>「出土品の取扱いについて」平成9年9月1日<br>「保存・活用の必要性・可能性ある出土品の区分に関する基準」平成10年3月26日<br>「同基準について」平成10年6月1日 |
|           | 平成15年委員会    | 保管について等 → 平成15年通知               | 「出土品の保管について」<br>↓  |
|           |             | 火災等の事故多発 → 平成15年通知              | 「適切な保管・管理等について」<br>↓   |
|           |             |                                 | 「出土品の保管について」平成15年11月13日<br>「埋蔵文化財収蔵施設について」平成15年1月15日<br>「埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管・管理について」平成15年2月10日 ほか     |

| 内容              | 検討委員会等          | 通知の経緯   | 通知の名称等   |
|-----------------|-----------------|---|--|
| 4. 積算標準<br>調査標準 | 平成10～12年<br>委員会 | 本調査の実施計画<br>等   | 平成12年通知<br>「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について」                 |
|                 | 平成13～16年<br>委員会 | 行政発掘調査標準<br>等   | 平成16年通知<br>「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」                  |
| 5. 地方分権<br>等    | 平成12～13年<br>委員会 | 地方分権に伴う県、<br>市町村の対応等  | 通知なし   |
|                 |                 | 平成11年7月16日<br>「地方分権一括法」   | 平成12年4月～文化財保護法、施行令一部改正 権限委譲                          |
|                 |                 | 旧石器ねつ造事件<br>(平成12年)   | 平成12年通知<br>「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」                 |
| 6. 資格のあり<br>方   | 平成21年<br>委員会    | 民間及び大学での資<br>格制度の創設。専門<br>的能力の向上、研究<br>の到達度を踏まえた指<br>標<br>現在協議中 | 行政目的の発掘調<br>査担当者が必要と<br>される知識・技術に<br>係る全国的な標準<br>の創設 |